

していとくていそうだんしえんじぎょうしょ
指定特定相談支援事業所けいせい

けいかくそうだんサービスりようけいやくしょ
計画相談サービス利用契約書

していとくていそうだんしえんじぎょうしょ
指定特定相談支援事業所けいせい
けいかくそうだんさーびすりようけいやくしょ
計画相談サービス利用契約書

（以下「利用者」という。）と社会福祉法人恵正福祉会
（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して提供する計画相談
支援について、次のとおり契約します。

けいやくもくてき
（契約の目的）

第1条 事業者は利用者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律（以下「総合支援法」という。）等の関連法令の趣旨
に従って、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営む
ために必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用者及び
家族等の相談に応じ、各種サービスの利用援助・調整など地域生活に必要な
支援を行います。また、必要に応じて関係諸機関等と連携を図ります。

けいやくきかん
（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
とします。

2 利用者が有効期限満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない
場合は、この契約は同じ条件で更新されることとします。

じゅきゅうしゃしょうていじぎむ
（受給者証の提示の義務）

第3条 利用者は、サービスの利用開始及び受給者証更新のたびに、
事業者に対して受給者証を提示するものとします。

たんとうしゃ
（担当者）

第4条 事業者は、計画相談支援の担当者（以下、「担当者」という。）と
して、相談支援専門員である職員を選任し、適切な支援に努めます。

(計画相談支援の内容)

第5条 担当者は、利用者及びその家族に面接を行い、利用者及びその家族のおかれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題などを把握し、ケアマネジメントの技法を用いて、次の支援を行います。

- (1) サービス利用支援（サービス等利用計画案の作成）
- (2) 継続サービス利用支援（モニタリング）

(記録保存開示)

第6条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を作成し、5年間は適正に保存します。

- 2 利用者は、開示請求をすることにより、当該利用者に関するサービス記録を閲覧することができます。

(秘密の保持)

第7条 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報、利用者または第三者の身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中・契約終了後に関わらず、第三者に開示することはありません。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、外部監査機関・公共機関の調査等への回答、医療機関への受診及び退所に伴う他の総合支援法事業所等への移行時については、第1項の規定にかかわらず、個人情報を用いることができるものとします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者が支払事務受託法人に自立支援給付を請求する際に利用者の個人情報を利用することができるものとします。また、事業者がセキュリティ対策を万全に行なったうえで、利用者の個人情報をオンライン処理により用いることにも同意します。

（利用料金）

- 第8条 このサービス利用には、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成及びモニタリングにあたる自立支援給付は、事業者が利用者に代わって市町村から受領し、その都度領収書を発行します。
- 2 相談支援専門員が通常の対応可能区域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。
- 3 他のサービスの利用にあたっての費用は、利用者の負担があります。

（苦情対応等）

- 第9条 利用者は提供されたサービスに関して、重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に対し苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者が苦情申し立てをした場合にも、利用者に不利益な対応をすることはありません。

（利用者からの解約）

- 第10条 利用者は、文書等で事業者に通知することにより、この契約を解約することができます。

（事業者からの解約）

- 第11条 事業者は、利用者またはその家族がこの契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行ったと認められる場合には、理由を記載した文章で通知することによりこの契約を解約することができます。

（契約の終了）

- 第12条 本契約は、以下の場合に終了するものとします。
- （1）事業者が解散命令を受けたとき
 - （2）事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になったとき
 - （3）事業所が総合支援法の指定を取り消されたとき、または指定を辞退

したとき

- (4) 第10条及び第11条に基づいて、契約が解約されたとき
- (5) 第2条に定める契約期間が終了したとき
- (6) 利用者が死亡したとき

(連絡義務及び緊急時の援助)

第13条 事業者は、面接中・同行中等で利用者の健康状態が急変した場合
は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、
医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

(損害賠償)

第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべ
き事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、別紙
の賠償内容に基づき利用者に対しその損害を賠償します。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するもの
とします。

- 2 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、総合支援法、
その他の関係法令に従い、利用者・家族・後見人・事業者が信義に従い
誠実に協議して決定します。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び
事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とするこ
とを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名捺印
のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者氏名

(利用者)

住所

氏名

印

(後見人または家族)

住所

氏名

印

(事業者)

所在地 横浜市瀬谷区阿久和南 3-29-1

事業者名 社会福祉法人恵正福祉会

代表者名 理事長 相澤 隆二 印